

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年11月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 アクロスプラザ長岡七日町A街区  
所在地 長岡市七日町字川原485 外  
設置者 第一リース株式会社
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者  
（変更前）第一リース株式会社 代表取締役 遠藤 経雄  
（変更後）第一リース株式会社 代表取締役 長津 克司
- 3 変更年月日  
令和元年6月28日
- 4 変更の理由  
設置者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日  
令和元年9月10日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課  
（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
令和元年11月1日から令和2年3月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp